

○射水市新湊中央文化会館条例施行規則

平成28年10月11日

規則第61号

改正 平成31年1月31日規則第2号

令和元年9月30日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市新湊中央文化会館条例(平成17年射水市条例第115号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により新湊中央文化会館(以下「会館」という。)の使用許可を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、新湊中央文化会館使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) ホール 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の12月前から使用日の前日までの間

(2) リハーサル室、楽屋、展示室、練習室、会議室、研修室及び実習室(以下「その他の施設」という。) 使用日の属する月の6月前から使用日の前日までの間。ただし、その他の施設をホールと併用するときは、前号に定める期間

3 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、会館の同一施設又は同一附属設備及び備品(以下「附属設備等」という。)を同一日の同一時間に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、申請者間の協議又は抽選により申請の順位を決定するものとする。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による使用許可の申請について適当と認めたときは、許可を決定し、新湊中央文化会館使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(附属設備等の使用料)

第4条 条例別表の市長が別に定める額は、別表1のとおりとする。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

- (1) ホール(その他の施設を併用する場合を含む。以下同じ。) 使用日の2月前(使用日前2月以内に使用許可を受けたときは、その使用許可と同時)
- (2) その他の施設 使用日の1月前(使用日前1月以内に使用許可を受けたときは、その使用許可と同時)
- (3) 超過使用料及び附属設備等 その使用の終了と同時

2 国、地方公共団体又は市長が特に認めた団体が会館を使用する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、別に納期限を定めることができる。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、新湊中央文化会館使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、新湊中央文化会館使用料減免決定通知書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

3 使用料の減免の範囲及び割合は、別表2のとおりとする。

4 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の還付)

第7条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第9条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第9条第2号に該当する場合 次のアからエまでに掲げる額

ア ホールにあっては、使用日の30日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

イ アに掲げる場合を除き、ホールにあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

ウ その他の施設にあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

エ ウに掲げる場合を除き、その他の施設にあっては、使用日の5日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

2 前項に規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、新湊中央文化会館使用料還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、新湊中央文化会館使用料還付決定通

知書(様式第6号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用時間)

第8条 条例別表に定める使用時間には、準備、練習、後片付け等使用に必要な時間を含むものとする。

(使用時間の延長)

第9条 使用者は、やむを得ない事由により、使用許可を受けた使用時間を超えて施設、附属設備等(以下「施設等」という。)を使用する必要があるときは、あらかじめ、新湊中央文化会館使用時間延長申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。この場合において、延長を認める使用時間は、当該使用時間の前後につき、それぞれ30分以内とする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、新湊中央文化会館使用時間延長許可書(様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第10条 使用者は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、新湊中央文化会館使用変更(取消し)申請書(様式第9号)に第3条の使用許可書を添えて、ホールにあっては使用日の10日前までに、その他の施設にあっては使用日の5日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、新湊中央文化会館使用変更(取消し)許可書(様式第10号)を当該申請者に交付するものとする。

(職員の立入り)

第11条 会館の職員(以下「職員」という。)は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(事前打合せ)

第12条 使用者は、事前に職員と使用する施設等の使用方法その他必要な事項について打合せしなければならない。

(使用者の遵守事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全確保のための措置を講ずること。
- (3) 会館内外の秩序を保つため、必要な責任者及び整理員を置くこと。

- (4) 施設等を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を職員に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) 会館の使用が終了したときは、直ちに使用した施設等を原状に回復し、職員の点検を受けること。
- (6) 入場者に次条に掲げる遵守事項を守らせること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(入場者の遵守事項)

第14条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定された場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 承認を受けずに広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第15条 条例第18条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に会館の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第9条及び第10条の規定の適用については、第2条中「条例第5条第1項」とあるのは「条例第19条第2項の規定により読み替えて適用する条例第5条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第9条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第16条 前条の場合における第5条から第7条までの規定の適用については、第5条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第8条」とあるのは「条例第21条第4項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第9条ただし書」とあるのは「条例第21条第5項ただし書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第17条 前2条の場合における様式第1号から様式第10号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、射水市新湊中央文化会館条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第44号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年1月31日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該許可に係る附属設備等の使用料の額及び使用料の減免については、改正後の射水市新湊中央文化会館条例施行規則第4条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月30日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、射水市中央公民館条例施行規則(平成22年射水市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の射水市新湊中央文化会館条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表1(第4条関係)

区分	品名	施設別	単位	使用料 (1回当たり)	摘要
舞台附属設備・備品	大迫り	大ホール	1基	2,160円	
	中迫り	大ホール	1基	2,160円	
	小迫り	大ホール	1基	1,080円	
	仮設花道	大ホール	1式	3,240円	
	仮設花道用所作台	大ホール	1式	3,240円	

	音響反射板	大ホール	1式	6,480円	
	鳥屋囲	大ホール	1式	540円	
	花道用揚幕	大ホール	1枚	540円	
	簡易音響反射板	小ホール	1式	3,240円	
	所作台	ホール共通	1式	6,480円	
	平台及び箱足類	ホール共通	1台	220円	
	金びょうぶ	ホール共通	1双	2,160円	
	上敷	ホール共通	1枚	220円	
	毛せん	ホール共通	1枚	110円	
	めくり台	ホール共通	1台	110円	
	演台	ホール共通	1式	540円	
	指揮者台	ホール共通	1台	220円	
	指揮者用譜面台	ホール共通	1台	110円	
	楽団員用譜面台	ホール共通	1台	50円	
	長布団	ホール共通	1枚	110円	
	大太鼓	ホール共通	1台	540円	
	平太鼓	ホール共通	1台	320円	
	締太鼓	ホール共通	1台	220円	
	高座用座布団	ホール共通	1枚	110円	
	フェルト毛せん	ホール共通	1枚	110円	
照明附	フットライト	大ホール	1列	650円	60W×96灯
属設	花道用フットライト	大ホール	1列	320円	60W×38灯
備・備品	ボーダーライト	大ホール	1列	1,080円	200W×81灯
	No.1ホリゾントライト	大ホール	1列	1,620円	300W×72灯
	No.2ホリゾントライト	大ホール	1列	3,240円	500W×120灯
	ローアホリゾントライト	大ホール	1列	1,620円	300W×80灯
	トーマンタルライト	大ホール	1台	220円	1kW
	タワーライト	大ホール	1台	220円	1kW
	シーリングライト	大ホール	1台	220円	1.5kW
	ピンスポットライト	大ホール	1台	320円	2kW

	フットライト	小ホール	1列	540円	60W×60灯
	ボーダーライト	小ホール	1列	860円	150W×54灯
	アッパーホリゾン トライト	小ホール	1列	1,080円	300W×54灯
	ローアホリゾン トライト	小ホール	1列	860円	200W×54灯
	プロセニアム ボーダー ライト	小ホール	1列	650円	150W×45灯
	シーリング ライト	小ホール	1台	220円	1kW
	センター ライト	小ホール	1台	110円	500W
	サスペン ション ライト	ホール共 通	1台	220円	1kW
	サイドフ ロント ライト	ホール共 通	1台	220円	1.5kW、1kW
	ストリッ プ ライト	ホール共 通	1本	110円	100W×4灯
	ストリッ プ ライト	ホール共 通	1本	220円	100W×8灯
	スポット ライト	ホール共 通	1台	220円	1kW
	スポット ライト	ホール共 通	1台	110円	500W
	エフェク トマシ ン	ホール共 通	1台	1,080円	
	エフェク トプロ ジェク ター	ホール共 通	1台	1,080円	1kW
	ストロボ スコー プ	ホール共 通	1台	1,080円	250W
	ミラー ボール	ホール共 通	1台	1,080円	
音響附 属設 備・備 品	音響装 置	大ホール	1式	2,160円	
	音響装 置	小ホール	1式	1,620円	
	効果用 スピー カー	ホール共 通	1式	1,620円	
	ステー ジスピー カー	ホール共 通	1式	1,080円	
	マイク ロフオン (コンデ ンサー)	ホール共 通	1本	1,080円	
	マイク ロフオン (ダイナ ミック)	ホール共 通	1本	540円	
	マイク ロフオン (ワイヤ レス)	ホール共 通	1本	1,620円	

	マイクrophonスタンド	ホール共通	1台	220円	
	マイクrophonスタンド (卓上)	ホール共通	1台	110円	
	カセットデッキ	ホール共通	1台	540円	
	CDデッキ	ホール共通	1台	540円	
	MDデッキ	ホール共通	1台	540円	
	DVDデッキ	ホール共通	1台	540円	
	移動用拡声ポータブル	ホール共通	1台	1,030円	
映写設備	プロジェクター	ホール共通	1台	5,400円	
	スクリーン	ホール共通	1式	1,080円	
楽器	コンサートグランドピアノ	ホール共通	1台	5,400円	調律料を含まず。
	グランドピアノ	リハーサル室	1台	3,240円	調律料を含まず。
	アップライトピアノ	練習室	1台	1,030円	調律料を含まず。
その他	展示用パネル	展示室	1枚	220円	

備考

- 1 この表において「1回」とは、1日ごとの使用をいう。
- 2 この表に掲げるもの以外の附属設備等の使用料の額は、類似する附属設備等の使用料の額に準じて算定した額とする。

別表2(第6条関係)

減免の範囲		割合
1	市又は市の機関が主催する場合	10割
2	市又は市の機関が共催する場合	5割
3	市長が特に必要と認める場合	1割から10割までの範囲で その都度市長が定める割合

備考 附属設備等の使用料は、この表の1の項及び3の項に該当するものを除き、減免しない。

様式第1号(第2条関係)

新湊中央文化会館使用許可申請書

射水市長		※許可第		号		
次のとおり申請します。		申請		年 月 日		
申請者	住所 〒()					
	団体名		市の内連絡住者	氏名		
	氏名 (団体の場合代表者)			電話		
	電話			催物等の名称		
会場責任者	住所		使用目的			
	氏名		催物等の内容			
	電話		1開演当たりの入場予定者数 人			
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで (日間)		主な出演者			
			出演予定者数 人			
使用施設	施設名	※使用料	施設名	※使用料	施設名	※使用料
					附属設備等	
					使用料算定額	
					使用料合計金額	
開演時刻	開		場		開 演 終 演	
	第 1 回	時 分	時 分		時 分	
	第 2 回	時 分	時 分		時 分	
	第 3 回	時 分	時 分		時 分	
	第 4 回	時 分	時 分		時 分	
入場料	☐ 徴収する ☐ 徴収しない ☐ 商業宣伝等 その他		入場料金区分	前 売 (円)		当 日 売 (円)
	入場券区分			S		
	☐ 前売券 ☐ 整理券 ☐ 指定席			A		
	☐ 当日券 ☐ 会員券 ☐ 自由席			B		
	☐ 招待券 ☐ その他			C		
特別設備、原状変更等						
※印は、記入しないでください。				年 月 日	開 始 ～ 終 了	
		搬入、仕込み		月 日	: ~ :	
		バラシ、搬出		月 日	: ~ :	

様式第2号(第3条関係)

新湊中央文化会館使用許可書

様		第 年 月 日				
射水市長		印				
次のとおり通知します。						
催物等の名称						
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで(日間)					
使用を許可する施設	施設名	※使用料	施設名	※使用料	施設名	※使用料
					附属設備等	
					加算使用料	
					超過使用料	
					使用料算定額	
使用料合計金額 金 円				(ただし、超過使用料及び附属設備等の使用料については、使用当日徴収する。)		

備考

- 1 射水市新湊中央文化会館条例及び同条例施行規則を守ること。
- 2 会館職員の指示を守ること。

新湊中央文化会館使用料減免申請書

年 月 日 射水市長 (申請者) 住 所 団体名 氏 名 (団体の場合代表者) 電 話 次のとおり申請します。					
催 物 等 の 名 称					
使 用 時 日	年 年	月 月	日(曜日) 日(曜日)	時 分 時 分	から まで(日間)
使 施 設 用 等					
減 免 申 請 額	金 円				
減 免 申 請 理 由					
添 付 書 類					

様式第4号(第6条関係)

新湊中央文化会館使用料減免決定通知書

様			第 年 月 日	
			射水市長 	
次のとおり通知します。				
	規 定 用 の 料	減 免 す る 額	決 定 使 用 料 の 額 (納 付 額)	
使 用 料	金 円	金 円	金 円	

新湊中央文化会館使用料還付申請書

年 月 日					
射水市長					
(申請者) 住 所 団体名 氏 名 (団体の場合代表者) 電 話					
⑤					
次のとおり申請します。					
使用許可 年 月 日	年 月 日			許可 番 号	第 号
催 物 等 の 名 称					
許可を受け た使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで(日間)				
使用許可を 受けた施設					
既 納 の 使 用 料	金 円				
還 付 申 請 額	金 円				
還 付 申 請 理 由					
還付を受け る 方 法	☐ 直接払	☐ 口座振込 口座番号等 ()			

様式第6号(第7条関係)

新湊中央文化会館使用料還付決定通知書

様		第 年	月	号 日
		射水市長 		
次のとおり通知します。				
還 す	付 額	金 円		
還 理	付 由			
備	考			

新湊中央文化会館使用時間延長申請書

年 月 日					
射水市長					
(申請者) 住 所 団体名 氏 名 (団体の場合代表者) 電 話					
次のとおり申請します。					
使用許可 年 月 日	年 月 日			許可 番 号	第 号
催 物 等 の 名 称					
許可を受け た使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで(日間)				
延 長 時 間	時 分から 時 分まで 時 分 分まで(時間)				
延 長 使 用 施 設 等					
延 長 申 請 理 由					

様式第8号(第9条関係)

新湊中央文化会館使用時間延長許可書

第 年 月 日				
様				
射水市長 				
次のとおり通知します。				
使用許可 年 月 日	年 月 日		許可 番 号	第 号
催物等 の名称				
許可を受けた使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで(日間)			
延長 時間	時 分から 時 分まで(時間)			
延長使用 施設等				

様式第9号(第10条関係)
新湊中央文化会館使用変更(取消し)申請書

年 月 日					
射水市長					
(申請者) 住 所 団体名 氏 名 (団体の場合代表者) 電 話					
次のとおり申請します。					
使用許可 年 月 日	年 月 日			許 可 番 号	第 号
催 物 等 の 名 称					
許可を受けた 使用日時	年 年	月 月	日(曜日) 日(曜日)	時 分 時 分	から まで(日間)
使用許可を 受けた施設					
変 更、 取消しの別	☐ 変 更 ☐ 取 消 し				
変 更 後 の 使 用 日 時	年 年	月 月	日(曜日) 日(曜日)	時 分 時 分	から まで(日間)
変 更 後 の 使 用 施 設 等					
変更(取消 し)申請理 由					
添 付 書 類	使用許可書を必ず添付すること。				

様式第10号(第10条関係)

新湊中央文化会館使用変更(取消し)許可書

第 年 月 日					
様					
射水市長 印					
次のとおり通知します。					
使用許可 年 月 日	年 月 日			許可 番 号	第 号
催物等 の 名 称					
許可を受けた 使用日時	年 月 日(曜日)	年 月 日(曜日)	時 分	時 分	から 日間で(日間)
使用許可を 受けた施設					
変 更、 取消しの別	☐ 変 更 ☐ 取 消 し				
変 更 後 の 使 用 日 時	年 月 日(曜日)	年 月 日(曜日)	時 分	時 分	から 日間で(日間)
変 更 後 の 使 用 施 設 等					

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第10条関係)